

大阪市規則第117号

大阪市子ども医療費助成規則の一部を改正する規則

大阪市子ども医療費助成規則（平成5年大阪市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<u>（医療機関の確認）</u>	<u>（医療証の提示）</u>
第8条 <u>対象者</u> （独立していないこどもの保護者に <u>限る。</u> ）が大阪府内に所在する医療機関において当該独立していないこどもに医療を受けさせるときは、 <u>こども医療証の提示、電子資格確認その他市長が定める方法により、当該医療を受ける者が第6条第1項の規定による認定（以下「資格認定」という。）に係る独立していないこどもであることについて、当該医療機関の確認を受けなければならない。</u> ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。	第8条 <u>こども医療費の助成を受けようとする対象者</u> （独立していないこどもの保護者に <u>限る。</u> ）は、 <u>大阪府内に所在する医療機関において当該独立していないこどもに医療を受けさせようとするときは、当該医療機関にこども医療証を提示しなければならない。</u> ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
2 <u>対象者</u> （独立しているこどもに <u>限る。</u> ）が大阪府内に所在する医療機関において医療を受けるときは、 <u>こども医療証の提示、電子資格確認その他市長が定める方法により、当該医療を受ける者が資格認定に係る独立しているこどもであることについて、当該医療機関の確認を受けなければならない。</u> ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。	2 <u>こども医療費の助成を受けようとする対象者</u> （独立しているこどもに <u>限る。</u> ）は、 <u>大阪府内に所在する医療機関において医療を受けようとするときは、当該医療機関にこども医療証を提示しなければならない。</u> ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

<u>3 前2項の「電子資格確認」とは、資格認定に係るこどもが、本市に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の市長が定める方法により、こどもに係る資格認定の情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、本市から回答を受けて当該情報を医療を受ける医療機関に提供し、当該医療機関から資格認定に係るこどもであることの確認を受けることをいう。</u>	[新設]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。